

京都市生涯学習総合センター使用料の徴収等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第260号

京都市生涯学習総合センター使用料の徴収等に関する規則の一部を改正する規則

京都市生涯学習総合センター使用料の徴収等に関する規則の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「減免」を「減額」に改め、同条各号列記以外の部分中「の各号」及び「とし、使用料を免除する場合は条例第15条の規定により京都市生涯学習総合センターの管理を委託した公共的団体が社会教育に係る事業を行うために使用する場合」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、当該金額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額とする。

第3条第3号中「つど」を「都度」に改める。

別表第1備考以外の部分を次のように改める。

区	分	単 位	使 用 料
視聴覚センターの ホール	グ ラ ン ド ピ ア ノ	1 台	4,520 ^円
	ピ ン ス ポ ッ ト ラ イ ト	1 基	1,230
	ス ク リ ー ン	1 張 り	2,460
	3 5 ミ リ 映 写 機	1 台	3,700
	マルチメディアプロジェクター	1 台	6,170
テレビ館内放送装置（分館を除く。）		一 式	16,970
ス ラ イ ド 映 写 機		一 式	2,460
デ ィ ス プ レ イ		一 式	2,460
マルチメディアプロジェクター		1 台	3,700
マ イ ク ロ ホ ン		1 本	1,230
そ の 他 の 付 属 設 備		その都度市長が定める。	

別表第1備考2中「(スタジオ及び調整室の使用を除く。)」を削り、「額とする」の右に「。この場合において、当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる」

を加え、同表備考3を削る。

別表第2備考以外の部分中

4,000 ^円	4,700 ^円	5,300 ^円
8,000	9,400	10,700
4,700	5,300	6,100
4,000	4,700	5,300
4,000	4,700	5,300
5,400	6,300	7,100
4,900	5,700	6,500

を

4,110 ^円	4,830 ^円	5,450 ^円
8,220	9,660	11,000
4,830	5,450	6,270
4,110	4,830	5,450
4,110	4,830	5,450
5,550	6,480	7,300
5,040	5,860	6,680

に改める。

別記様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(教育委員会事務局生涯学習部)